なくそう！不法投棄
不法投棄は犯罪です

不法投棄のない地域づくりに向けてご協力ください！

不法投棄の禁止は法律で定められています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条)
不審車輌を見かけたら……　以下の内容をご連絡ください
①場所　②時間　③車輌の種類　④車輌の色　⑤車輌のナンバー、車名　など

上下水道係からのお願い　転入・転出、町内転居等の届け出はお早めに！

下記のようなときは、忘れずに届け出をしましょう。

①転入、転出、転居等があったとき。
②世帯主、使用者、所有者等の変更があったとき。
③長期不在により、水道を使用しないとき。
④建築物の解体、改造、増築等を予定している場合、必ず上下水道係に相談してください。
⑤水道メーター及びメーターボックス等は、平成12年度より町の施工により設置しておりますので、町の責任で解体前に撤去いたしますが、閉栓(止水)については、上下水道係の指定箇所で個人の費用負担で行っていただきます。

※上記④、⑤について事前に連絡、相談のないまま勝手に施工された場合は、災害等の復旧作業に支障を来たす恐れがあり、また他の住民にも迷惑をかける結果となりますので必ず守ってください。

公営住宅 入居者募集

■申込方法
生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付し申し込みください。
①入居希望者全員の住民票
②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切　4月15日(水)

■その他
入居が決定した場合、町内在住の所得のある方2名の連帯保証人（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先
生活環境課管理係　☎56−2111(内線242・243)
鬼　鹿　支　所　☎57−1111
達　布　支　所　☎58−1111

■公営住宅

■第2旭団地（小平町旭町3）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S41建築(S63年改善)	2DK	41.2㎡	1戸	8,200円～12,200円
②S42建築(H4年改善)	2DK	43.6㎡	2戸	9,500円～14,100円
■新町団地（小平町新町2）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S55建築	3DK	66.9㎡	1戸	15,700円～23,400円
■高台団地（鬼鹿港町）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S58建築	3LDK	70.9㎡	2戸	16,500円～24,600円
②S61建築	3LDK	67.6㎡	1戸	16,500円～24,500円

※家賃は家族構成や収入によって変動します。
※入居資格は住居に困窮しており、収入基準月額が原則として15万8千円を超えないこととなっています。

※詳しくはお問い合わせください。